

いのち支える長井市自殺対策計画（第2期）【概要版】

①計画策定の趣旨

平成18年10月に施行された「自殺対策基本法」の平成28年の改正を受け、各都道府県及び市町村は自殺対策計画の策定が義務づけられました。

令和2年に策定した第1期計画の振り返りを基に、関係機関等が一体となって自殺対策を推進します。

②計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

③計画の位置づけ

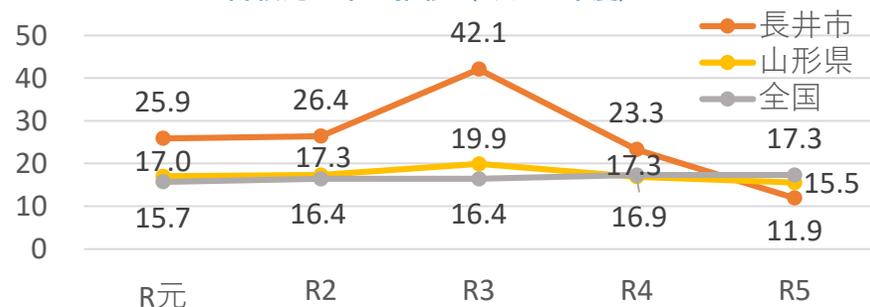
・自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」

・県の「いのち支える山形県自殺対策計画（第2期）」や本市の「長井市第六次総合計画」「第4期長井市地域福祉計画」等、関連計画との整合性、連携を図ります。

④長井市の現状

本市の自殺死亡率※1は、年により大きな変動がありますが、令和3年からは減少傾向です。自殺者数でみると、直近5年間の単年の自殺者数は3人から11人で推移しています。

自殺死亡率の推移（R元～5年度）



※1 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数

⑤第1期計画の進捗

●目標

目標	計画策定時	目標値	現状値
自殺死亡率	24.0 (H25年～29年の平均)	19.2以下 (R2年～6年の平均)	25.9 (R2年～5年の平均)

●評価指標

評価項目	計画策定時 (R元年度)	目標値 (R6年度)	現状値 (R5年度)	評価
弁護士などの専門家による対面相談実施回数	各1回/月	各1回/月	各1回/月	順調
専用回線による電話相談体制	通年	通年	通年	順調
心のサポーター（ゲートキーパー※2）養成研修会実施回数	1回	3回以上/年	2回/年	要努力
市広報誌、ホームページによる啓発	0回	3回以上/年	3回/年	順調

※2「ゲートキーパー」は、悩んでいる人に気づいて声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと

⑥自殺対策の基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない長井市の実現」を目指して

⑦SDGsの目標との関係性

本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置付けます。



⑧計画の目標

自殺死亡率

(R2年～5年の平均)25.9 → (R7年～11年の平均)20.7以下 ▲20%

長井市の自殺対策の施策

「基本施策」「重点施策」により自殺対策を推進します。

4つの基本施策

地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取り組みとして、次の4つを基本施策として推進します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- ・庁内部署との事業の共有と連携による横断的な取り組み
- ・庁外の関係機関や各種団体等との連携による地域におけるネットワークの強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- ・庁内外の関係機関や住民を対象としたゲートキーパー養成研修の実施

基本施策3 市民への啓発と周知

- ・広報紙や市自殺対策サイト等による自殺予防に係る啓発や相談窓口等の周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- ・妊産婦・子育てをしている人への支援
- ・疾病や障がいのある人とその家族への支援
- ・児童生徒への支援
- ・相談窓口及び相談体制の充実

4つの重点施策

基本施策をもとに、長井市のハイリスク層に焦点を絞った取り組みとして、次の4つを重点施策として推進します。

重点施策1 高齢者に対する対策

- ・高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり
- ・高齢者への総合的な相談支援
- ・包括的な支援のための関係機関、地域の連携

重点施策2 生活困窮者に対する対策

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく支援

重点施策3 こども・若者に対する対策

- ・教育機関等と連携したこども・若者への支援

重点施策4 勤務・経営における対策

- ・関係機関と連携した働き方改革の推進

● 評価指標

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
心のサポーター（ゲートキーパー）養成研修会実施回数	2回/年	2回以上/年
児童・生徒のSOSの出し方、受け止め方教育事業の実施回数	2回/年	2回以上/年
ストレスを解消したり、気分転換になる趣味や独自の方法を持っている者の割合の増加	80.2%	85.0%
市広報紙、ホームページ等による情報発信	3回/年	3回以上/年